

都於郡地域づくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、都於郡地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、都於郡地区住民の地域住民による地域住民のための住みよい地域をつくることを目的とする。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、都於郡地区館内（西都市大字鹿野田5068番地1）に置く。

(会 員)

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 都於郡地区に居住する者
- (2) 都於郡地区の事業所の職員及び地域で活動する団体の構成員
- (3) その他会長が必要と認める者

2 会員は、第2条の目的を達成するため、会員相互が協力し合い、助け合って、協議会で決定した事業に取り組むものとする。

(事 業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 都於郡地区の活性化及び課題解決に向けての取り組みに関すること。
- (2) 都於郡地区の各種団体の活性化及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) 市への行政施策に対する支援・協力・要望に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要なこと。

2 事業の推進にあたっては、関係する団体と協議し連携して取り組むものとする。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 委員長 | 1名 |
| (5) 部会長 | 4名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は、協議会の円滑な運営活動にあたる。

(4)委員長・部会長は、所属する会を統括する。また、会員の意見等を集約し役員会に提案するとともに、役員会での協議結果等を会員に報告する。

(5)監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員を選出)

第8条 会長は、区長会が地域住民の中から適任者を推薦し、総会の承認を得るものとする。その他の役員については、運営委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、区長会、自治公民館、民生・児童委員に関する役員の選任は、各組織に委ねるものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために都於郡地区館に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は、協議会の運営に関する事務を取り扱うとともに、各種団体や関係機関との連絡調整を行う。また協議会の会計事務を行う。

4 事務局長は、会長が委嘱する。

(会議)

第11条 協議会に次の会議を置く。

(1)総会

(2)運営委員会

(3)役員会

(4)企画委員会並びに部会

(5)都於郡城址まつり実行委員会

2 前項に掲げる(5)都於郡城址まつり実行委員会については、別に定める会則によるものとする。

(総会)

第12条 総会は、各公民館より選出された会員(以下「代議員」という。)をもって構成し、年1回の定例会と必要に応じて臨時会を開催する。

2 代議員の数は、別表1に掲げるものとする。

(1)各公民館の代議員の選出は、各々に委ねるものとする。

(2)役員及び運営委員は、代議員を兼ねることはできない。

(3)代議員の任期は2年とする。ただし、各公民館において、代議員に欠員が生じた場合、補充された代議員の任期は前任者の残任期間とする。

3 総会は、会長が招集する。ただし、運営委員会の過半数の要請があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

4 総会は、代議員の過半数以上(委任状を含む。)の出席をもって成立する。

5 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

- 6 総会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (2) 予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約の改正に関すること。
 - (4) 役員承認に関すること。
 - (5) その他、第2条の目的達成のために必要と認められること。
- 7 議決は、出席者の過半数をもって決する。協議結果については相互に尊重する。
なお、特別な事情で総会開催が困難な場合、書面にて総会を行うことができるものとする。この場合の議決権の行使は議案に対する賛否を記載した書面表決書により行うものとし、提出された書面表決書での賛成が過半数以上で承認されたものとする。(未提出は棄権、白紙提出は賛成とみなす。)

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、別表2に掲げる各種団体の代表者及び会長が特に必要と認められた者で構成する。

- 2 運営委員会は、年2回の定例会と必要に応じて臨時会を開催する。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、運営委員会の開催について準用する。
- 4 運営委員会の議長は、運営委員の互選とする。
- 5 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業の企画立案に関すること。
 - (2) 役員選出(会長を除く。)及び役員会並びに各部会への助言に関すること。
 - (3) 役員会及び各部会からの提案及び報告に関すること。
 - (4) 部会間の調整に関すること。
 - (5) 第11条1項の(5)に関すること
 - (6) その他、第2条の目的達成のために必要と認められること。

(役員会)

第14条 役員会(監事を除く。)は、会長が招集し、構成員の3分の2以上の出席者をもって成立する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を協議し決定する。
 - (1) 協議会の運営に関すること
 - (2) 事業計画の策定に関すること
 - (3) 予算・決算の作成に関すること
 - (4) 規約の改正に関すること
 - (5) 部会の支援及び助言に関すること
 - (6) その他会長が必要と認めること
- 3 役員会は、総会並びに運営委員会で決定した事項に係る必要な業務(以下「業務」という。)を行うとともに、その業務経過について総会並びに運営委員会に報告しなければならない。

(部会)

第15条 協議会に、次の部会を設置する。

- (1) 健康福祉部会
- (2) 教育文化部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 産業振興部会

2 部会員は、別表2に掲げる各種団体及び会長推薦者で決定する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選で選出する。なお、部会長、副部会長が欠けた場合は速やかに後任を選出する。

5 部会は、部会長が招集し、地域課題について調査・審議し、地域で必要な活動方針や計画を立て、役員会並びに運営委員会に提案するとともに、その承認を受け、地域や各種団体と協力し、地域住民とともに各種事業を実施する。

6 部会長は、役員会並びに運営委員会に事業結果を報告する。

(企画委員会)

第16条 協議会に企画委員会を設置する。

2 企画委員は、会長が運営委員会の同意を得てこれを委嘱する。

3 企画委員会に委員長、副委員長を置く。委員長は、会員の中から会長が指名、副委員長は、会員の互選により選出するものとする。

4 企画委員会の主な業務は、別表3のとおりとし、会長の求めに応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(顧問)

第17条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(会計)

第18条 協議会の経費は、会費、交付金、補助金、徴収金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(規約の変更)

第19条 この規約を変更する場合は、総会出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

(解散)

第20条 協議会を解散する場合は、総会の議決に基づいて行うものとし、総会出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年11月7日から施行する。
- 2 第18条の会費及び会計年度については、平成22年度から適用する。
- 3 設立年度の役員の任期は、平成23年3月31日までとする。
- 4 第6条副会長若干名は、平成23年4月20日から適用する。
- 5 第6条及び第7条の事務局長の削除、第10条 事務局の追加については平成24年4月18日から適用する。
- 6 第11条第4号の一部変更については、平成25年4月18日から適用する。
- 7 第8条役員を選出の変更、第13条第5項2の一部変更、第15条第2項4の一部追加については、平成29年5月1日から適用する。
- 8 第11条第5項の一部追加については、平成30年6月1日から適用する。
- 9 第6条の協議会役員並びに第7条の役員の職務、第8条の役員を選出、第12条の総会の議決、第14条の役員会の役割等の改正については、令和4年4月1日から適用する。

別表1 (第12条関係 代議員)

| 各 公 民 館 代 議 員 | |
|-------------------------------|-------|
| 世 帯 数 | 代議員の数 |
| 20世帯未満 | 2名 |
| 20世帯以上50世帯未満 | 3名 |
| 50世帯以上 | 4名 |
| そ の 他 の 代 議 員 | |
| 第4条(2)(3)に該当する者 (運営委員会で選出) | 10名以内 |

別表2 (第13条 運営委員会、第15条関係 部会)

(順不動)

| 各 種 団 体 名 | 各 種 団 体 名 |
|-----------------|-------------|
| 都於郡地区区長会 | 食生活改善推進委員 |
| 都於郡地区自治公民館連絡協議会 | 都於郡地区体育振興会 |
| 都於郡地区民生・児童委員会 | J A西都都於郡支所 |
| 都於郡城史文化研究会 | J A都於郡壮年部 |
| 都於郡城址まつり実行員会 | J A都於郡青年部 |
| 西都市消防団第6分団 | J A都於郡女性部 |
| 猟友会都於郡支部 | とのこおり荘 |
| 都於郡中学校 | 上野医院 |
| 都於郡中学校PTA | 都於郡郵便局 |
| 都於郡小学校 | 保護司会都於郡支部 |
| 都於郡小学校PTA | 都於郡城跡顕彰会 |
| 都於郡保育所 | 都於郡駐在所 |
| 光照保育園 | 交通安全協会都於郡支部 |
| 都於郡地区高齢者クラブ | 都於郡駐在所連絡協議会 |

別表3 (第16条関係 企画委員会)

企画委員会の主な業務

- (1) 広報紙の発行に関する事
- (2) ホームページの作成に関する事
- (3) 研修会の企画に関する事
- (4) イベントや政策立案に関する事
- (5) 人材育成に関する事